

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第十一条の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定により読み替えられた同条第四項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第四項の規定の適用については、同項第二号中「附則第十一条の二第一項」とあるのは、「附則第十一条の二第一項(附則第十一条の二第二項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第十一条の三 略

2 前項の場合において、第四十六条の二十二第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の特例の特

得割の額」とする。

(上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る県民税の特例)

第十一条の二 平成十六年度から平成二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第三十七条の十一第一項に規定する上場株式等(以下この項において「上場株式等」という。)の譲渡のうち同項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等のこれらの譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。)については、前条第一項前段の規定により株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等のこれらの譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額(上場株式等に係る譲渡所得等の金額(第二項の規定により読み替えられた同条第七項第二号の規定により読み替えられた第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における附則第十一条の二第七項の規定の適用については、同項第二号中「附則第十一条の二第一項」とあるのは、「附則第十一条の二第一項(附則第十一条の二第二項の規定により適用される場合を含む。)」とする。

(株式等譲渡所得割の税率の特例)

第十一条の三 略

2 前項の場合において、第四十六条の二十二及び第四十六条の二十三の規定の適用については、第四十六条の二十二第二項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」と、第四十六条の二十三第一項中「百分の六八」とあるのは「三分の二」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の特例の特

例)

第十一条の三 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下この項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対して、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第二号の規定により読み替えて適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

三 第三十四条から第三十四条の三まで、附則第五条第一項及び附則第五条の五第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第五条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

例)

第十一条の三 当分の間、県民税の所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第四十一条の十四第一項に規定する事業所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得及び雑所得については、第三十一条及び第三十三条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額及び雑所得の金額として施行令で定めるところにより計算した金額(以下本項において「先物取引に係る雑所得等の金額」という。)に対して、先物取引に係る課税雑所得等の金額(先物取引に係る雑所得等の金額(次項第二号の規定により適用される第三十二条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額をいう。))の百分の二に相当する金額に相当する県民税の所得割を課する。この場合において、先物取引に係る雑所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、県民税に関する規定の適用については、当該損失の金額は生じなかつたものとみなす。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一・二 略

三 第三十四条の二、第三十四条の三及び附則第五条第一項の規定の適用については、これらの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額の合計額」とする。

四 附則第二条の規定の適用については、同条第一項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額及び附則第十一条の三第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の三第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第二号中「所得割の額」とある

(先物取引に係る雑所得等に係る県民税の特例の特

十三條の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十八年一月一日から平成二十一年三月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十八年四月一日から平成二十一年三月三十一日までの間において、第六十六條の二第一項に規定する被用不動産等を取用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十六條の二第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七條の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち附則第十七條の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、

「第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、

「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十七條の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額)」と読み替へるものとする。

第十七條の三 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが売渡す新築の住宅に係る第五十七條第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三條の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三條

十三條の十三第一項の規定にかかわらず、当該取得が平成十五年一月一日から平成十七年十二月三十一日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の二分の一の額とする。

2 略

3 平成十五年四月一日から平成十七年十二月三十一日までの間において、第六十六條の二第一項に規定する被用不動産等を取用され又は譲渡した場合において、同項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合にあつては、知事が法第三百八十八條第一項の固定資産評価基準によつて決定した価格)中に第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第六十六條の二第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち附則第十七條の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、

「第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額」と、

「決定した価格」とあるのは「決定した価格(当該価格のうち附則第十七條の二第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額を加算して得た額)」と読み替へるものとする。

第十七條の三 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、地方住宅供給公社若しくは家を新築して譲渡することを業とする者で施行令で定めるもの若しくは住宅を新築して譲渡する者で施行令で定めるもの又は住宅を購入して譲渡する者で施行令で定めるものが売渡す新築の住宅に係る第五十七條第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十三條の二第一項第四号の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、これらの規定中「六月」とあるのは、「二年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十三條

の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四條第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三條の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四條第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第十八條 平成十八年七月一日以後に第七十條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二條の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき千七百四十四円とする。

2 平成十八年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二條の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一條第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二條の二及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき五百一十一円とする。

(自動車税の税率の特例)

第十九條 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの(第四項及び第六項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税に係る第一百十二

の二第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項第一号及び第六十四條第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十三條の二第一項第一号中「二年」とあるのは「三年(土地の取得の日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」と、第六十四條第一項中「二年」とあるのは「三年(当該取得の日から三年以内に同条第一項に規定する特例適用住宅が新築されることが困難である場合として施行令で定める場合においては、四年)」とする。

(たばこ税の税率の特例)

第十八條 平成十五年七月一日以後に第七十條第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。)が行われた製造たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二條の二の規定にかかわらず、当分の間、千本につき九百六十九円とする。

2 平成十五年七月一日以後に売渡し等が行われたたばこ事業法附則第二條の規定による廃止前の製造たばこ定価法(昭和四十年法律第二百二十二号)第一條第一項に規定する紙巻たばこ三級品の当該廃止の時における品目と同一である喫煙用の紙巻たばこに係るたばこ税の税率は、第七十二條の二及び前項の規定にかかわらず、当分の間、千本につき四百六十一円とする。

(自動車税の税率の特例)

第十九條 次の各号に掲げる自動車(電気を動力源とする自動車で施行規則で定めるもの、専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの、専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの及びメタノールとメタノール以外のものとの混合物で施行規則で定めるものを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則で定めるもの(第四項及び第六項において「電気自動車等」という。)並びにバス(一般乗用のものに限る。)及び被けん引自動車を除く。)に対する当該各号に定める年度以後の各年度分の自動車税に係る第一百十

条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成七年三月三十一日までに初めて道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録(以下この条において「新車新規登録」という。)を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算して十四年を経過する日の属する年度

二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成九年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの、新車新規登録を受けた日から起算して十二年を経過する日の属する年度

略

2・3 略

4 電気自動車等及びエネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第一号に規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)が同法第七十八条第一項の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行令で定めるエネルギー消費効率

二条第一項及び第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

一 平成三年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成元年三月三十一日)までに初めて道路運送車両法第七条第一項の規定による新規登録(以下本条において「新車新規登録」という。)を受けた自動車、平成十四年度

二 平成四年三月三十一日(ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車にあつては、平成二年三月三十一日)までに新車新規登録を受けた自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)、平成十五年

略

2・3 略

4 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十八条第一項に規定する自動車(第六項において「エネルギー消費効率」という。)に係る施行令で定める基準に適合するもの(第六項から第九項まで及び附則第二十一条第五項において「低

5 略

6 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)、平成十六年度

略

5 略

6 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車(施行規則で定めるもの及び電気自動車等)に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)、平成十七年度

略

6 電気自動車等及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるものに対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)、平成十六年度

6 低燃費車でエネルギー消費効率が優れたものとして施行令で定めるもの(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「優良低燃費車」という。)のうち、窒素酸化物の排出量が、窒素酸化物排出許容限度よりも厳しいものとして施行規則で定める許容限度(第八項並びに附則第二十一条第四項及び第五項において「低窒素酸化物排出許容限度」という。)の四分の一を超えない自動車(施行規則で定めるもの及び電気自動車等)に対する第百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車(前号の規定の適用を受ける自動車を除く。)、平成十七年度

7) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車は平成十八年四月一日から平成十九年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十九年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十年年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

8) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(第六項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及びエネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に百分の百五を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えないもので施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。)に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

7) 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車(第四項の規定の適用を受ける自動車を除く。)で施行規則で定めるものに対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

略

8) 低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えない自動車(施行規則で定めるもの(第六項の規定の適用を受ける自動車を除く。)及び優良低燃費車のうち窒素酸化物の排出量が低窒素酸化物排出許容限度の二分の一を超えない自動車(施行規則で定めるもの(同項の規定の適用を受ける自動車を除く。))に対する第一百十二条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成十六年四月一日から平成十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十七年四月一日から平成十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

9) 低燃費車のうち、窒素酸化物の排出量が窒素酸化物排出許容限度の四分の三を超えない自動車(第四項又は第七項の規定の適用を受ける自動車を除く。)で施行規則で定めるものに対する第一百十二条第一項及び第二項

の規定の適用については、当該自動車が平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十四年度分及び平成十五年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成十五年度分及び平成十六年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

百十二条第一項の表の第一引	
七、五〇〇円	七、〇〇〇円
二九、五〇〇円	二六、〇〇〇円
八、五〇〇円	七、五〇〇円
三四、五〇〇円	三〇、五〇〇円
九、五〇〇円	八、五〇〇円
三九、五〇〇円	三四、五〇〇円
一三、八〇〇円	一二、五〇〇円
四五、〇〇〇円	三九、五〇〇円
一五、七〇〇円	一四、〇〇〇円
五、〇〇〇円	四四、五〇〇円
一七、九〇〇円	一六、〇〇〇円
五八、〇〇〇円	五〇、五〇〇円
一〇、五〇〇円	一八、〇〇〇円
六六、五〇〇円	五八、〇〇〇円
一三、六〇〇円	一一、〇〇〇円
七六、五〇〇円	六七、〇〇〇円
二七、二〇〇円	二四、〇〇〇円
八八、〇〇〇円	七七、〇〇〇円
四〇、七〇〇円	三五、五〇〇円
一一、〇〇〇円	九七、〇〇〇円

第百十二条第 一項の表の第 二号									
六、五〇〇円	八、〇〇〇円	九、〇〇〇円	一一、五〇〇円	一一、〇〇〇円	一六、〇〇〇円	一五、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、五〇〇円
六、〇〇〇円	七、〇〇〇円	八、〇〇〇円	一〇、五〇〇円	一〇、〇〇〇円	一六、五〇〇円	一五、五〇〇円	一三、五〇〇円	一三、五〇〇円	一八、〇〇〇円
第百十二条第 一項の表の第 三号									
一八、〇〇〇円	二四、五〇〇円	三三、〇〇〇円	二六、五〇〇円	二二、〇〇〇円	一〇、六〇〇円	一五、一〇〇円	一〇、二〇〇円	七、五〇〇円	六、三〇〇円
二八、〇〇〇円	三三、〇〇〇円	二九、〇〇〇円	二二、五〇〇円	一〇、五〇〇円	一八、〇〇〇円	一三、五〇〇円	九、〇〇〇円	七、〇〇〇円	五、五〇〇円
第百十二条第 一項の表の第 四号									
四一、〇〇〇円	一七、五〇〇円	三八、〇〇〇円	四九、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	五七、〇〇〇円	五〇、五〇〇円	二二、五〇〇円
三六、〇〇〇円	一五、五〇〇円	三三、五〇〇円	四三、〇〇〇円	一七、五〇〇円	四四、〇〇〇円	三八、五〇〇円	五〇、〇〇〇円	四四、〇〇〇円	二二、五〇〇円
第百十二条第 一項の表の第 五号									
八、四〇〇円	一三、一〇〇円	二四、八〇〇円	七、四〇〇円	一一、〇〇〇円	五、三〇〇円	三、九〇〇円	九、三〇〇円	七、二〇〇円	六、〇〇〇円
七、五〇〇円	一三、五〇〇円	二二、〇〇〇円	六、五〇〇円	一〇、五〇〇円	五、〇〇〇円	三、五〇〇円	八、五〇〇円	六、五〇〇円	五、五〇〇円